

光市水道局公告第2号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年8月4日

光市水道事業管理者

水道局長 宮崎英博

記

1 業務名

光市水道局人事給与システム導入業務

2 業務場所

光市水道局

3 業務内容

別紙「光市水道局人事給与システム導入業務仕様書」のとおり

4 履行期限等

(1) 導入期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 利用・保守期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※利用・保守期間はあくまで予定であり、期間を確約するものではない。

## 5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度光市水道局物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 中国地方管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (5) 過去10年間において、地方公共団体が経営する水道事業体に人事給与システムの導入実績があり、5年以上継続して保守業務を履行した実績を有する者であること。
- (6) 提供されるシステムが、別紙1「人事給与システム機能要件確認書」の要件を全て満たすシステムが提供できること。（要件を満たさない場合は、カスタマイズを行い対応すること。なお、カスタマイズによっても対応できない項目については、事前に業務の運用手法等による具体的な解決策の提案を行うこととし、この提案を水道局が認めた場合には、要件を満たすものとして取扱うこととする。）
- (7) 別紙「光市水道局人事給与システム導入業務仕様書」に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。

## 6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を光市水道局業務課庶務係に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、送付記録が残る方法により提出期限までに必着とすること。
- (2) 申請書の様式は、光市水道局のホームページから「一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（光市水道局人事給与システム導入業務）」を

ダウンロードして使用すること。

- (3) 申請書の審査後、入札参加については、別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXにて通知する。

## 7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（光市水道局人事給与システム導入業務）
- (2) 導入実績一覧表（任意様式）  
※5（5）に該当する実績について、業務名、発注者名、請負代金の額、業務期間、業務内容を記載すること。
- (3) 人事給与システム機能要件確認書（対応不可項目がある場合のみ。なお、この場合は、「代替案」欄に具体的な解決策等を記入のうえ提出すること。）

## 8 申請書類提出期限

- (1) 令和7年8月12日（火）午後5時15分までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

## 9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認後、FAX又は電子メールによる質問書の提出によることとし、質問書提出後に電話で質問書到着の確認を行うことと。

電話番号 0833-71-0700

FAX番号 0833-72-8567

電子メール [suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp](mailto:suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp)

- (2) 質問書の様式は、光市水道局ホームページから「質問書（様式第2号）（光市水道局人事給与システム導入業務）」をダウンロードして使用すること。

- (3) 質問書の提出期限は、令和7年8月22日（金）正午までとする。
- (4) 質問の回答は、令和7年8月27日（水）までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配布した者全員に質問内容と併せてFAX又は電子メールにより書面で回答する。

## 10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年9月1日（月）午後1時30分
- (2) 入札場所 光市水道局2階会議室

## 11 入札保証金 免除

## 12 入札に関する事項

### (1) 入札書の記載

ア 入札書の様式は、光市水道局ホームページから、「入札書（様式第3号）（光市水道局人事給与システム導入業務）」又は「入札書（代理人用）（様式第4号）（光市水道局人事給与システム導入業務）」をダウンロードして使用すること。

イ 入札書に記載する金額は、以下のとおりとする。

- ① 導入費用
- ② 利用・保守費用の月額利用料60か月分
- ③ ①と②の合計額

ウ 落札決定にあたっては、イ③に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札の執行

- ア 郵送での入札書の提出は認めない。
- イ 入札書の提出は、10に掲げる入札日時及び場所に直接持参し、職員の指示に従い提出することにより行う。入札書提出後の書換え、引換え、撤回等はできない。なお、代理人をもって入札させるときは、入札書の提出に併せて委任状を提出すること。
- ウ 本入札では、導入費用及び利用・保守費用の月額利用料60か月分、それぞれについて予定価格を定めており（非公表）、入札書に記載のそれぞれの金額が予定価格以下で、かつ、導入費用及び利用・保守費用の月額利用料60か月分の合計額が最も安価である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。
- エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。
- オ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

## (3) その他

- ア (1) 及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市水道事業の契約に関する規程（平成16年10月4日光市水道局規程第23号）の例による。
- イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。